

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良地方法務局長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成三十年十一月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（不動産登記法第十四条第一項による地図作成）

二 測量の地域 生駒郡斑鳩町興留一丁目から興留七丁目までの全域並びに法隆寺南一

丁目及び法隆寺南二丁目の一部

三 測量の期間 平成三十年十月一日から平成三十一年二月二十八日まで